

# 2021年度 第4回須坂市水資源保全条例等改正検討委員会

## 議事録（要旨）

【日時】 2021年8月24日（火） 午後2時00分～午後3時50分

【場所】 須坂市役所 本庁舎3階 305会議室

### 【参加者】

〔委員〕：中澤正直 委員長、中屋眞司 委員、仲俣公夫 委員、西原秀次 委員  
久保正直 委員（アスザックフーズ(株)石井氏同席）、山岸修司 委員  
小林紀雄 委員、上原祥弘 委員、新井修一 委員  
滝沢健一 委員（代理出席：滝沢秀芳 道路河川課長）  
永井毅 委員、青木一浩 委員

〔欠席委員〕：鈴木俊樹 委員、樋口澄男 委員

〔事務局〕：勝山生活環境課長、栗田課長補佐兼環境政策係長、中西事務員、業田事務員  
八千代エンジニアリング株式会社（吉田氏、四條氏）

### 【配布資料】

- ・須坂市水資源保全条例等改正検討委員会 委員名簿
- ・須坂市地下水保全・利活用計画（マネジメント）【骨子】
- ・須坂市水資源保全条例フローチャート（A案）
- ・須坂市水資源保全条例フローチャート（B案）
- ・須坂市水資源保全条例フローチャート（現行版）
- ・現況の資源量の比較、須坂市の地下水利用
- ・水収支解析結果（須坂市平野部、高山村および須坂市全域）
- ・千曲川流域の他市町村における条例等の制定状況
- ・須坂市水資源保全条例等改正検討委員会 会座席表

### 1 開会（事務局 勝山課長）

### 2 委員長あいさつ（中澤副市長）

### 3 議事

#### (1) 須坂市水資源保全条例等の改正素案について

##### ア 須坂市地下水保全・利活用計画（マネジメント）について

資料「須坂市地下水保全・利活用計画（マネジメント）【骨子】」に基づき、事務局より説明。これに対し委員より次のような意見があった。

委員：資料に「地下水揚水量が須坂市全体で、年間1000万 $\text{m}^3$ を超過する可能性が生じた場合には上限値の見直しを検討する。」とある。地下水位のモニタリングを継続して実施した結果、上限値1000万 $\text{m}^3$ に到達する前に地下水位の低下傾向が見られた場合、上限値を下げ

て再設定する等のモニタリング結果を活かした管理をする旨の記載をした方がよいのではないか。

事務局：上限値に満たなくても、地下水位に異常が確認できた段階で見直しを実施できればと考えている。

委員長：モニタリングは毎年実施していくのか。

事務局：市内7か所の井戸及び2か所の湧水を対象に、毎月実施していきたいと考えている。場合によっては、モニタリング井戸を増やすことも検討している。

## イ 須坂市水資源保全条例フローチャートについて

資料「須坂市水資源保全条例フローチャート（A案）」および「須坂市水資源保全条例フローチャート（B案）」、「千曲川流域の他市町村における条例等の制定状況」に基づき、事務局より説明。これに対し委員より次のような意見があった。

委員：3点ある。①モニタリングの義務について、既存井戸への対応はどうするのか。②A案について、一般家庭の小規模な利用であっても届出が必要なのか。③新規に温泉を掘りたい事業者への対応はこの条例が適用されるのか。

事務局：①について、本来であれば既存の井戸含め、全ての井戸でモニタリングできればよいが、構造や機器の都合上、揚水量や地下水位の計測が困難な井戸も多く存在する。既存井戸所有者には、ポンプ等の機器入れ替え時に届出をするタイミングで新条例を適用する方向で考えている。なるべく負担がかからないように、できるだけ緩やかな移行ができればと考えている。

②について、10 m<sup>3</sup>未満の小規模な利用であっても届出は必要としたい（現行条例でも小規模な井戸は届出が必要）。

③について、温泉は県によって審査されるので、条例の対象外と考えている。

委員：県の環境審議会の下に温泉審査部会があるので、二重に審査する必要は無いと考える。

委員：新規で申請のあった工業用井戸については、任意で井戸の水質検査の結果も提出してもらった方がよいのではないか。工業用水として井戸水を利用する場合は、何らかの処理をする必要があるので、水質検査も実施していると思う。

事務局：あくまで任意だが、可能であれば水質検査の結果も提出してもらえればと思う。参考として、市で実施するモニタリング井戸については、簡易的な水質測定としてpH値の計測を実施する予定である。

委員：フローチャートにはモニタリング結果を反映させる内容が記載されていないが、その点については別に定めるのか。

事務局：条例にはモニタリングについての項目を設ける。また、モニタリング結果についてはホームページ等で公表することを考えている。

委員：数年間モニタリングを実施した結果、ある地域の地下水位が低下していることが判明した場合、付近の井戸に対して揚水量を減らすように行政指導できればよいと思うが、そ

の点についてはどのように考えているのか。

事務局：地下水水位低下の状況に応じて、揚水量の制限等を指導できればと考えている。

委員長：本日、2つの案を提示させて頂いたが、条例制定にあたり、どちらかの案に絞っていき  
たいと考えている。A案、B案について、どちらがよいか意見はあるか。

委員：B案の場合、非常に手間がかかる。事業者としてはA案がよいと考える。須坂市として  
も、10 m<sup>3</sup>を基準とした方が細かく事案を検討できるのではないかと。

委員：A案で行くとしても、審査会等の専門家に意見を求める機関があれば、市として判断が  
しやすいのではないかと。懸念事項として、行政指導が必要な事案が発生した際に、旧条  
例での許可者に対して新条例で指導できるのかという点がある。

委員長：条例改正については様々な考え方があろう。これまでのものを廃止するが、許可について  
は新条例でも引き継ぐ形で対応すればよいのではないかと。

委員：許可が下りる目安の期間が3カ月というのは時間がかかる印象がある。事業者としては、  
許可が出ないものに時間を割いても仕方ないので、できるだけスピーディーに結論が出  
る仕組みにできればと思う。

委員長：審査会の有無で結論が出る時間が変わってくると思う。審査会がある安曇野市ではどの  
ような状況なのか。

事務局：安曇野市に確認したところ、審査会が許可・不許可の結論を出すのではなく、最終的な  
決定権は市にあるとのことだった。職員は専門家ではないので、結論を出す判断材料の  
選定に審査委員とのやり取りが多いようである。

委員：確かに安曇野市の場合、最終的な決定権は市にある。ただし、審査会には明確な基準が  
ある。それは「市全体の年間揚水量が4300万m<sup>3</sup>未満」、「わさびを栽培している地域の水  
位が低下しないこと」である。須坂市においても、明確な基準を設けることができれば、  
A・Bどちらの案になったとしても判断ができるようになるのではないかと。

委員長：具体的な数値は今後検討するとして、事務局から基準の大枠について説明してほしい。

事務局：限界揚水量から一定割合未満の揚水、周辺井戸の水位低下、自身の井戸の水位低下等の  
項目において基準を設けることを検討している。いずれにしても持続可能な形で井戸を  
利用できる基準としていきたいと考えている。

委員：A案とB案の事前協議で提出する書類は同じと考えてよいのか。

事務局：ほぼ同じものであると考えてよい。

委員：審査会があることがよいことなのかはわからないが、経験上、水の問題は地域の合意が  
非常に重要だと思う。

委員長：審査会は専門家が審査員としていればよいが、そうでない場合にしっかりと機能するの  
か疑問がある。結局は市が定めた基準に適合するかを判断するだけになるのではないかと。  
また、基準についてはモニタリング等を実施する中で精査していくことが大切だと考え  
ている。基準さえしっかりしていれば、審査会の有無は重要ではないと考える。

委員：産業振興の立場から言うと、企業誘致は市の発展に欠かせないことである。企業としてはスピード感が非常に重要なのではないか。銀行から多額の借入れをして工場を建設するにあたって、審査会で時間がかかり、最終的にその場所で井戸が掘れないとなった場合、申請した企業に対して迷惑がかかるのではないか。よって、A案の方がスピーディーに対応できるのではないかと思う。

委員：今年、水循環基本法が改正になり、11月に明文化されると思うが、地下水を採取するにあたり許可や評価をする組織を設置することが定められる予定である。専門家でなくてもそのような組織があればよい。

委員長：水循環基本法で言うような組織は須坂市にはないのか。

事務局：環境審議会をそのような組織としてみるができると思われる。

委員：基準の詳細については今後詰めていくということだが、例えば「水道水源から一定の距離を置かなければ井戸を掘れない」といったような基準も加えてみてはどうか。

委員：実務的な観点から言えば、早い段階で試掘をして水が出るか確認できればよいと思う。

委員：企業としての立場から言うと、基準を決めてもらえばそれに合わせて対応させていただこうと考えている。自社で揚水量の把握や水質測定なども実施しているので、協力できることがあれば対応したい。

委員：A案でよいと思う。試掘をして揚水試験や周辺の影響調査のデータをいただいて、仮に判断できない事案があった場合には専門家に意見を求めればよいと思う。

委員長：この辺で一度まとめたい。しっかりとした基準があれば事務局でも判断できるので、基準を定めることが非常に重要だと思う。基準値についてはモニタリング等を実施していく中で須坂市の基準を作っていければと思う。限界揚水量からどの程度の揚水にするのか、水位低下はどの程度までにするかをしっかりと考えれば、A案でよいのではないかと思う。また、評価組織として環境審議会もあるので、スピーディーなA案の方向で進めていきたい。

## (2) その他

委員より次のような意見があった。

委員：今後、上限値 1000 万 $\text{m}^3$ を超えるような申請が出てきた場合はどのように対応するのか。場合によっては1社で上限値を超えることがあるのではないか。

事務局：基本的にはそのような申請は認められない。

委員長：それでよいと思う。必要に応じて検討委員会等を開催して、可能であれば上限値の見直しをする等の対応をすればよいのではないか。

委員：今の議論について補足させてもらおうと、須坂市で 1218 万 $\text{m}^3$ の揚水をしていた 2009 年時

点では、観測井の地下水位はどんどん低下していた。現在の揚水量は 781 万 m<sup>3</sup>まで減少したが、先日、生活環境課が同じ観測井の地下水位を測定した結果、2009 年と比較してほとんど変わらない結果だった。つまり、揚水量が減っても地下水位は回復していなかった。揚水量を増やすならば、涵養策を検討したり、市民に対して節水の協力を呼びかける等をしないと須坂市の広さから考えると難しいかもしれない。

委員長：いずれにしても、1000 万 m<sup>3</sup>に到達しそうな場合に、見直しの機会を設けることになると思う。なお、工業用水、農業用水、上水道の項目でそれぞれ上限値の合計で 1000 万 m<sup>3</sup>と言う数値を設けたが、例えば工業用水以外の項目において余裕がある場合、その分も工業用水として使用できる考え方としたい。

事務局：それでは、A案をもとに進めていきたいと思う。今後、許可基準等は事務局で慎重に決めていくとして、職員だけの判断が難しい場合は、専門家に意見を求めることができるような方向で考えたいと思う。

また、条例改正の方向性が決まったので、今回をもって水資源保全条例等改正検討委員会を終了とさせていただく。

#### 4 閉会

以上